



新田サドベリースクール

SHINDEN SUDBURY SCHOOL

新田サドベリースクールニュースレター

みなさま、こんにちは。新田は秋晴れの中田んぼの稲刈りが少しずつ進み、ススキの穂が揺れる美しい秋の田園風景が広がっています。今年は例年より夏休みの開始を1週間遅らせ、オープンスクールを開催しました。鳥取県内はもとより遠くは関東から、述べ16名の子どもが参加してくれ賑やかに過ごすことができました。普段学校に通っている子どもたちにとっても新田サドベリースクールの在籍生にとっても、よい交流の機会になりました。



スクール説明会 & 西宮サドベリースクールOBによるお話会

下記の通り、秋の説明会を開催します。今回は説明会終了後に、西宮サドベリースクールに6年間通い、現在は社会人となって活躍されている鈴木一真さんによるオンラインお話会にご参加いただけます。中学・高校に行かずにサドベリースクールで過ごした経験を、直接聞けるめったにない機会です。ご興味のある方ならば、どなたでも歓迎です。多くの皆様のご来場をお待ちしております！

【開催日時】 2017年10月28日(土) 15:30 ~ 17:30

【開催場所】 新田サドベリースクール(鳥取県八頭郡智頭町西谷/人形浄瑠璃の館近く)

【参加費】 ひと世帯につき ¥1,000

【お申込み】 0858-71-0831 まで、事前にお電話ください。

- 【その他】
- ①17:00 より、鈴木一真さんのオンラインお話会を開催します。
 - ②17:00 以降は、新田サドベリースクール在校生保護者も来場します。
 - ③茶話会終了後、生徒保護者によるワンコイン・ディナーの提供を予定しています。お時間の許す限り、スタッフ、生徒、生徒保護者と交流していただけます。



《鈴木一真さんのご紹介》

千葉県生まれ、兵庫県育ち。12歳から18歳まで西宮サドベリースクールに通い、サドベリー・デモクラティックスクールとは何かを学ぶ。18歳から屋内塵と昆虫の調査と研究を行う会社勤務を経て、昆虫よりも子どもと関わる仕事がしたいとの思いから、西宮サドベリースタッフを3年間務める。その後は民間の保育園に勤務し、2016年1月より、八ヶ岳サドベリースクール・スタッフ。「自分を生きる」をモットーに、自身がサドベリーに通って学んだことや、子どもを尊重する関わり方、これからの時代に向けて必要になるサドベリーの価値観を世の中に広め伝えている。

卒業生たちの今を綴るブログも更新中。→<http://sussan.hatenablog.com/>

学校に行かないと、法律違反になるってほんとう？

「学校に行っていない子どもは、『就学義務』を果たしていないのでは？」「子どもを学校に行かせていない親は、罰せられるべきだ。」などという言葉は、耳にしたことがある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

文科省の「平成27年度学校基本調査」によると、日本には現在学校を長期間欠席している子どもが小・中学生を合わせて約18万5千人いるそうです。これは、日本のすべての小中学生の約1.85%にあたり、約100人にふたり近くの子は学校に行っていないこととなります。それでは、全国約18万5千人の学校に行っていない子どもを育てている保護者は、みな法律違反をしていることになるのでしょうか？

学校教育法によれば、就学義務に違反しているとして罰せられるのは、「子どもが行きたがっているのに、保護者が正当な理由なく学校に行かせない。」というケースです。文科省でも、「不安など情緒的混乱」「無気力」「親子関係」「友人関係」「学業の不振」などの理由で学校に行かないことを選んでいる子どもについては、それを正当な事由として認めるとしています。したがって、そのような家庭に対しては、通常出席の督促は行われません。

では日本国憲法で、保護者が子女に受けさせる義務を負うと謳われている「普通教育」とは何でしょう。「普通教育」とは、複数の辞典や辞書をあたってみると「人間として、また社会の構成員として、必要と思われる知識や能力を養うために行われる教育」とされています。そうであれば、その知識や能力を養うことができる場所は必ずしも学校だけとは限りません。社会で生きていくために必要な知識や能力は、家庭や地域での人との関わりを通して、あるいは家族や友人と出かけた先で周囲の人々を観察したり、本を読んだり映像を見たりする中でも身に付けていくことができるのではないのでしょうか。児童生徒期にあたる子ども達に関して言えば、保護者が日々意識をして、そのような知識や能力をわが子に身に付けさせる機会を提供できていれば、その保護者は「普通教育」を与えていると言えるのではないのでしょうか。

文科省でも、20年以上にわたり毎年10万人を超えて存在する不登校児の存在をただ傍観しているわけではありません。平成29年3月31日に発行された、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」において、「**学校に行かずに過ごしている児童生徒にとって、今後は多様で適切な学習活動の重要性および休養の必要を踏まえた支援が必要だ**」とし、不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、「**地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完しあいながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。**」と述べています。

どの子どもも、「学校でのびのびと勉強したい。」「社会に出て楽しく暮らしたい。」という想いを抱いていることでしょう。しかし、現在の学校教育システムの中では自分らしくいられなかったり、そこで過ごす時間が辛く感じられたりする感受性のとても高い子ども達に対する理解や支援が不足していることも事実です。そのような子どもたちが自らの意志によって、自宅で過ごすことを選んだり、学校以外の場所で大人や友人と関わりながら学びを深めることを選ぶことは、罰せられるべきでしょうか？また、そのような選択をしたわが子を支える保護者は、罰せられるべきでしょうか？

この世に生を受けたすべての子どもに、社会に出て自分の力で生活していくために必要な能力を身につけるための機会は与えられなくてはなりません。しかし、どのような場所で、どのようなタイミングで、どのような手段でそれらの能力を身につけるかについての選択肢は、以前に比べて豊富に存在するのが現代社会の特徴です。もしも今、「学校に行かないことは、良くないことなのではないだろうか？」「子どもが学校を休み続けているから、親として辛い。」などと感じていらっしゃる方がいたら、そのような罪悪感を抱く必要はないとお伝えしたいと思います。私たち新田サドベリースクールでは、学校、地域社会、保護者の皆さんと協力しながら、どんな状況におかれていても、その子が望む方法で生きる力を身につけることができる社会の実現に向けて、努力を続けたいと思います。

